

産業医科大学倫理委員会 申請条件

申請には以下の条件を満たしている必要があります。

○ **研究責任者（＝申請者）が次のいずれかであること**

- ・ 本学助教以上である（診療助教含む）
- ・ 卒後7年目以上の本学看護職員である
（嘱託職員、有期専門職員、特定(有期)補助職員を除く）
- ・ 卒後7年目以上の本学医療技術職員である
（嘱託職員、有期専門職員、特定(有期)補助職員を除く）

○ **研究責任者及び学内の研究分担者全員が「研究倫理に関する講習会」を倫理申請日の1年以内に1回以上受講していること**

同講習会は原則、年2回の対面講習会（3、9月）、年4回程度のDVD講習会、および本学 e-ラーニング（期間・対象者限定）で開催しています。

○ **研究責任者及び学内の研究分担者全員が APRIN eラーニングプログラム（CITI Japan）の「産業医科大学 研究倫理申請コース」を受講していること**

受講に関する担当部署は、大学管理課です。

Mail : fusei-boushi@mbox.pub.uoeh-u.ac.jp

○ **本学利益相反委員会の承認を得ていること**

申請する研究課題について、本学利益相反委員会の承認を得ている必要があります。利益相反委員会に関する担当部署は、研究支援課です。